

枚方市規則第 14 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年枚方市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び公益財団法人大阪府市町村振興協会」を「、公益財団法人大阪府市町村振興協会及び公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」に改める。

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。